

【佐々町 地域包括ケアシステム推進ロードマップ】

①地域包括ケアシステム評価指標の8項目に分けています。細分化は評価指標やワークシート、介護保険事業計画等を基に適宜行ってください。

②各項目について、市町の目指す姿を記載してください

③「②」の目指す姿の達成年度を選択してください

④地域包括ケアシステム推進状況評価シートを基に推進方を記載してください

⑤A～Hの各項目における達成年度に向けた工程を記載してください
※「③」で記載した達成年度と整合をとってください
※矢印の中には施策を簡潔に記載してください

項目	目指す姿(目標・目的)	達成年度	推進方策(方法・手段)	第9期計画			第10期計画		
				2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
A 医療	在宅医療と介護連携	2026年度(令和8年度)	<p>○定例開催している「高齢・障がい地域支援会議」において、医療・介護・障がい福祉等の関係者が共同して課題の抽出と対応策の検討を行い、より連携体制を強化する。</p> <p>○専門職や支援者が集う「地域ケア会議」において、医療と介護のニーズをもつ対象者への支援体制検討やその経過を随時確認し、在宅療養生活の充実と図る。</p> <p>○西九州させほ広域都市圏連携事業(在宅医療・介護連携推進)として、連携市町と協力し、住民や専門職を対象とした講演会等を実施する。</p> <p>○関係機関と連携し認知症サポーター養成講座や広報等を実施し、認知症の理解を広げていく。</p> <p>○認知症カフェや住民団体「認知症を地域で支える会」等との連携を通じ、認知症の当事者の思いを聴き取りながら、認知症ケアパスのバージョンアップの検討を行う。</p> <p>○医療機関と連携のうえで、看取り後の振り返りの機会である「デスカンファレンス」を開催し、医療・介護等の関係職種が広く看取りについて学ぶことができる機会を設ける。</p> <p>○県北保健所と連携し、施設看取りについての現状把握を行う。</p>	「高齢・障がい地域支援会議」における医療・介護・障がい福祉等の関係者との連携による広域的な医療・介護連携の推進			「地域ケア会議」における個別及び地域課題の共有、解決		
	日常の療養支援(認知症支援)			【第2期】西九州させほ広域都市圏「在宅医療・介護連携推進」事業に参画し、住民や専門職向けの講演会等を広域的に実施			【第3期】西九州させほ広域都市圏「在宅医療・介護連携推進」事業に参画		
	看取り			認知症サポート医やもの忘れ外来との連携にて、早期受診・早期診断に向けた支援体制の継続			認知症カフェ等の機会を通じ、当事者本人の意向を聴取できる場を設定		
B 介護	持続可能な介護保険制度の運営	2026年度(令和8年度)	<p>○「高齢・障がい地域支援会議」や「地域ケア会議」の運動のもと、多機関連携のもと、介護予防に必要なサービスメニューを実施し、介護予防・重症化予防対策を実施する。</p> <p>○事業対象者や軽度者(要支援1・2)に対する支援として、介護予防・日常生活支援サービス事業や住民主体のボランティア団体(サロン、生活支援等)と連携し、対象者にとって適する介護予防事業を展開する。</p> <p>○学校や地域との連携により、介護や福祉、地域づくりについて学ぶことができる機会を設ける。</p> <p>○「高齢・障がい地域支援会議」にて介護人材不足の状況を共有し、事業所の負担が軽減できるような支援体制づくりを行う。</p> <p>○地域住民による施設におけるボランティア活動が行われ、施設</p>	「高齢・障がい地域支援会議(施設部会、居宅部会)」と「地域ケア会議」の運動による、関係機関との連携強化			事業対象者についてはボランティア団体による活動の活用、軽度者(要支援1・2)や専門職の介入が必要な対象者に対して、は介護事業所等による訪問型・通所型サービスを実施		
	介護人材の育成			小学生・中学生・高校生・一般住民を対象とした、認知症サポーター養成講座の実施			地域包括支援センター職員が就労的活動支援コーディネーター的役割を担いながら、現場の負担軽減を目指した支援		
				ボランティア養成講座の定期的な開催 ボランティアポイント制度を活用した、活動への支援			ボランティア養成講座を受講した元高齢者が活躍できる場の拡充 ボランティアポイント制度を活用した、活動への支援		
C 保健・予防	健康づくり	2026年度(令和8年度)	<p>○保健事業と介護予防の一体的実施事業を実施し、各種データと地区担当者によるアウトリーチ支援を連動させ、個別の健康課題から地域の健康課題の把握・分析を行う。</p> <p>○保健事業と介護予防の一体的実施事業を実施し、住民主体の通いの場等にリハビリ専門職、管理栄養士、薬剤師等の専門職が関与することにより、各町内会における健康づくり・介護予防の意識啓発を行う。</p>	保健事業と介護予防の一体的実施事業の推進 関係部署間の連動による切れ目のない健康づくりの推進			健康状態や生活機能向上に向け、ライフステージに応じた意識啓発		
	住民の主体的な活動			いきいき百歳体操や、その他住民が参加しやすい体制での通いの場の展開					
				全町内会における「地域ネットワーク情報交換会」の実施と、地区担当者との連動により、地域コミュニティの体制強化					
D 住まい・住まい方	住環境の整備	2026年度(令和8年度)	<p>○「地域ネットワーク情報交換会」と地区担当制の連動により、対象者の住まいの状況を概ね把握し、適切な支援を行い、地域コミュニティの活性化を図る。</p> <p>○リハビリ専門職の関与により、住宅改修や福祉用具活用(購入、貸与)が効果的に行われ、対象者の住環境の整備を図る。</p>	リハビリ専門職(地域包括支援センター職員、医療・介護事業所、地域リハビリ広域支援センター等)の介入による、対象者のADL・QOL向上を目指した専門職の関与					

				第9期計画		第10期計画		
E 生活支援・見守り	生活支援体制の整備	地域住民が困った時に早期に相談できる場があり、困りごとの内容に応じて介入できる体制がある。 地域住民のボランティア団体の活動が整備されており、そうした地域資源が住民に認知され、利用したい人と支援したい人が安心して参加できる環境であると同時に、持続可能なカタチで展開されている。 医療・介護連携等、専門職による「線」の連携に留まらず、地域住民・専門職・町を含めた「面」の連携となるよう、同じ目標を共有し各々の役割を認識したうえで、各サービス等がシームレスに展開されている。	2026年度(令和8年度)	○「地域ネットワーク情報交換会」と地区担当制の運動や、地域関係者(民生委員、福祉協力員、町内会長等)との連携により、対象者各々の困りごとや健康課題に応じた支援につなげる。 ○地域の困りごととして把握がある、外出支援を含む生活支援について、地域住民・社会福祉法人・民間事業所・町の連携により、持続可能なカタチで実施する。 ○関係機関との定例会(高齢・障がい地域支援会議)等を通じて、地域の現状や課題を随時共有し、同じ目標設定のもと、各々の活動に協力して取り組む。	全町内会における「地域ネットワーク情報交換会」の実施と地区担当者との運動により、個の健康課題から地域課題への把握と介入			
					地域住民・社会福祉法人・民間事業所による外出支援を含む生活支援の実施			
					住民ボランティアとして活動する方への、ボランティアポイント交付			
					高齢・障がい地域支援会議、地域ケア会議等の機会を通じ、地域づくりに関する共通認識と情報共有を行い、			
F 認知症・権利擁護	認知症の方への見守り支援	認知症の予防、早期受診、早期対応、介護者支援等の具体的な取り組みが実施されるとともに、町・事業所等が横断的に協働した認知症施策が実施されている。 本人の自己決定が尊重されるよう、成年後見制度、日常生活自立自演事業等が活用され、また、高齢者虐待に向けて地域全体で理解し、虐待防止の視点を育っている。	2026年度(令和8年度)	○高齢・障がい地域支援着、地域ネットワーク情報交換会等を通じ、地域住民、関係機関(警察、消防、民間事業所等)との連携のもと、見守りネットワークを構築する。 ○年代に応じた認知症講話を開催し、認知症の地域での理解を促進する。 ○社会福祉協議会と連携し設置している中核機関を整備しており、成年後見制度や日以上生活支援事業等について関係機関が連携しながら進めていく。 ○高齢者虐待や権利擁護に関する周知(広報誌、地域における講話等)を行う等、関係機関と連携しながら地域全体の普及啓発を図る。	地域ネットワーク情報交換会における地域での見守り体制の強化・推進			
					高齢者等見守り支援登録、救急医療情報キットの周知と活用の推進			
					男性介護者ケアの集いや認知症カフェ等の機会を通じ、当事者本人や家族の意向を聴取できる場の設定	当事者本人の意向を参考にし、認知症ケアパスのバージョンアップの検討		
					年代に応じた認知症サポーター養成講座の展開(小学校、中学校、高校、一般)			
					社会福祉協議会と連携し、中核機関の機能の強化			
					地域住民や専門職に対する、高齢者虐待防止に関する普及啓発			
G 市町と関係者・団体のネットワーク(連携)	避難行動要支援者の災害時対応 生きがい就労と社会参加	災害時を想定し、高齢者等の避難行動要支援者に対する避難時支援者や避難方法について、個別計画が作成されている。 高齢者および現役世代に向けて、生きがい就労・社会参加への動機づけになる学びの場や相談窓口がある。また、若い世代の社会参加も含めて、地域の担い手を増やす取組がある。	2026年度(令和8年度)	○地域ネットワーク情報交換会を通じ、各町内会と連携し、避難行動要支援者名簿を作成し、地区担当者や担当ケアマネジャーと連携し、要支援者についての個別避難計画を作成する。 ○生活支援コーディネーターや地区担当者が就労的活動支援コーディネーターの役割を担い、社会福祉協議会等の関係機関と連携し生きがい就労や社会参加に向けた取組を行う。	全町内会における「地域ネットワーク情報交換会」の実施と、避難行動要支援者名簿の整備			
					生活支援コーディネーターや地区担当者が就労的活動支援コーディネーターの役割を担いながら、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、就労・社会参加につながる取組			
H 地域共生社会の実現と住民参画	他部署との連携	複雑かつ複合的なニーズや課題に対応するため、高齢分野・障がい分野・母子分野等の対応を組織横断的に行うことができる体制がある。	2026年度(令和8年度)	○高齢・障がい地域支援会議、地域ケア会議(高齢分野、障がい分野)等の機会を通じ、高齢者・障がい者・母子等の多様な複合的な地域生活課題について、地域住民は関係機関・関係部署と連携し、課題解決を図る。 ○多世代が集うことができる地域活動として「地域まるごとサロン」を展開する。	高齢分野に限らない、全世代を対象とした地域ケア会議の実施			
					高齢者・障がい者・母子等、総合的な相談支援体制の構築			
					各町内会における「地域まるごとサロン」の展開			